

○池田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日規則第16号

改正

平成25年2月28日規則第2号

平成28年3月23日規則第2号

池田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年池田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、その年度の4月1日（その日が池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日でない日）に市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 年度の途中において新たに結成された会派の代表者は、その結成の日に市長に対し、議長を経由して前項の政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請書を提出した会派の代表者は、当該申請書の内容に異動が生じたときはその異動の日に市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

4 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は速やかに市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定等)

第3条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により申請のあつた会派につい

て当該会派に交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者にその提出の日から起算して3日以内に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定により申請のあつた会派について、当該会派に交付すべき変更後の年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者にその提出の日から起算して3日以内に政務活動費交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の2日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。ただし、第2条第2項の会派の代表者にあつては、会派を結成した日の属する月の翌月の基準日（条例第3条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）から起算して5日以内（当該結成した日が基準日に当たるときは、当該基準日から起算して5日以内）に政務活動費交付請求書を提出するものとする。

- 2 前項ただし書の規定は、条例第4条の規定により追加交付を受けようとする会派の代表者について準用する。この場合において、同項ただし書中「会派を結成した日」とあるのは「その異動が生じた日」と、「当該結成した日」とあるのは「当該異動が生じた日」と、「政務活動費交付請求書」とあるのは「政務活動費追加交付請求書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（収支報告書の様式）

第5条 条例第7条第1項の政務活動費に係る収支報告書は、様式第8号によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された政務活動費に係る収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に池田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年池田市条例第35号）の規定により交付する政務活動費から適用し、同日前に当該条例による改正前の池田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に池田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成28年池田市条例第1号。以下「改正条例」という。）の規定による改正後の池田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年池田市条例第12号）の規定により交付する政務活動費から適用し、施行日前に改正条例による改正前の池田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付した政務活動費については、

なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号・その1（第5条関係）

様式第8号・その2（第5条関係）